



目次

・議連臨時総会 7月23日開催-----	1
・宮城県「自然エネルギー等・省エネルギー促進条例案」を可決-----	1
・「自然エネルギー市民委員会～新エネ利用特措法を検証する～9月から4回の予定-----	2
・「新エネ特措法」政省令制定に関する公開質問－エネ庁からの回答なし-----	2
・ヨハネスブルグ・サミット直前 NGO シンポジウム「地球サミット10年の危機」-----	3
・特別寄稿／京都議定書発効へ求められる日本政府の温暖化政策の転換・強化／畑 直之----	3
・インターンシップ終了にあたって一言(山口日出夏)-----	4
・編集後記、他-----	4

議連臨時総会 7月23日に開催される 今後は法律の施行状況をモニタリング GEN も引き続き協力関係を維持

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（新エネ特措法）成立後、初めての自然エネルギー促進議員連盟（議連）臨時総会が7月23日に参議院議員会館で開催されました。

議連メンバー国会議員、議員秘書、GEN の他、資源エネルギー庁（以下エネ庁）が招へいされ、またオブザーバーとして電力会社、電事連、マスコミが参加し、加藤事務局長司会のもと、下記議事が進められました。

1. 議連のこれまでの経過と今後の方針（加藤修一事務局長）
2. 「新エネ特措法」説明（河野修一エネ庁部長）
3. 会長挨拶（橋本龍太郎会長）
4. まとめ（加藤修一事務局長）

◆加藤事務局長は、これまでの経過として、
前回2月13日の議連総会では“自然エネルギー供給促進法案（議連統合案）”と、“自然エネルギー供給促進法案大綱案（議連版RPS 試案）”の両案が承認されたこと、

及び、議連内の法制化ワーキンググループが7項目の提言を政府に申し入れたが、そのうち数点については政府の新エネ特措法に反映させることができた－と述べました。

また今後の議連は、「新エネ特措法」が成立したことであり、

- ・法律の施行状況のモニタリング
 - ・アジア太平洋各国国会議員との自然エネルギーに関するネットワーク形成
- を行っていくとの方針を明らかにしました。

◆エネ庁河野部長は「新エネ特措法」の概要説明を行った後、衆参両院で出された付帯決議について下記のような内容の説明を行いました。

・「…廃プラスチック等の産業廃棄物発電の取扱いについては抑制的観点に立ち、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう…」については、国会の審議で大臣よりそのように答弁させていただいた。産業廃棄物発電の導入への傾斜により、いわゆる自然型のエネルギー等の導入が停滞しないかとい

うご懸念に関しては、停滞しないという答弁があった。

・利用目標については審議会等、色々な方々の意見を聴くということが書かれているし、その他、関係税制度の整備、制度の十分な周知、等あるが、議連で議論いただいた内容が相当程度ここに盛り込まれていると認識しているので、今後十分反映していきたいと考えている。

◆橋本会長は「議連の役割はこれで終わりではない。今度は逆に行政の応援団の立場で目的達成に向けて、お手伝いして行く」と述べた。

+++++

GEN としては、議連との関係を維持しつつ、今後も「固定価格買取制度」の実現を求めて行きます。

（臨時総会メモ、新エネ特措法、衆参両院の付帯決議は GEN のホームページに掲載しています。）

宮城県「自然エネルギー等・省エネルギー促進条例案」を可決 電力会社に自然エネの買取り義務

宮城県議会は7月10日、自然エネルギーで発電する電気の買い取りを電力会社に義務付けた「自然エネルギー等・省エネルギー促進条例案」を可決しました。10月1日からの施行となります。

この条例では、第二条（定義）で太陽光、風力、小水力、波力、地熱、バイオマスなど14種類の自然エネルギーを定義、また第六条（事業者の責務）では、電気事業者は自ら発電したり買い取ったりして自然エネルギー等の供給に努めるよう求めています。

罰則規定はないものの、このように宮城県が自然エネルギー促進の条例を制定したことは、地域の実情に合わせたエネルギー・環境政策を中央に任せず、自治体が独自に決定していくという一つの方向性を明確に示したものであり、今後、他の自治体にも広がっていくことが期待されます。

（宮城県の「自然エネルギー等・省エネルギー促進条例案」の全文は GEN のホームページに掲載しています。）

「自然エネルギー市民委員会～新エネ利用特措法を検証する～」 9月から4回の予定で開催、年内に提言をまとめる NGO、自然エネ事業者、自治体、研究者、議連、エネ庁等に参加を要請

私たち GEN が問題点を指摘してきた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（新エネ特措法）が国会で成立、今後は同法のもとで国の新エネルギー促進政策が進められることになりました。

これに対し GEN は、「自然エネルギー市民委員会～新エネ利用特措法を検証する～」を9月から4回の予定で開催し、年内に検証結果を提言としてとりまとめることとなりました。市民委員会の目的は下記の通りです。

1. 同法を様々な角度から分析・検討し、その問題点をきちんと整理し公表する。
2. 今後決定される同法の政省令を少しでも良いものとするために国に働きかける。
3. 今後中期的に国の仕組みを固定価格買取型に近い自然エネルギー普及促進に効果のある制度に変えて行く。

GEN は昨年度も、政府の「新市場拡大措置検討小委員会」の進行に対応しつつ、より幅広い視点から自然エネルギーの普及拡大のためにあるべき方向性を検討し、提言することを目的に、市民委員会を開催しました。

今回の市民委員会も前回の委員を中心に NGO、自然エネルギー事業者、自治体、研究者の方々に委員の就任をお願いし、議連、環境先進県、電力会社及びエネ庁にもオブザーバーとして参加いただく予定です。この委員会は昨年と同様、広く公開するので GEN の会員の方々も是非、傍聴をお願いします。

第1回（9月）

現時点までの整理

資料を揃え現状を共有し、論点を提示する

- ・証書システム（取り引きシステム）のデザイン

- ・自然エネルギー市場への影響（風力、太陽光、バイオマス、地熱）
- ・利用目標・基準利用量の設定
- ・廃棄物の抑制方法
- ・温暖化政策との整合性（CO₂ 価値の移転の扱い）、グリーン電力証書との関係
- ・法律とそのプロセス（新エネ部会、国会審議（含む附帯決議）、法案・法律、成立後）
- ・GEN から資源エネルギー庁への公開質問状とそれへの回答についての報告

第2回（10月）

関係者から見た新エネ利用特措法

各セクターの見解・評価を報告してもらい議論する

- ・電力会社
- ・自然エネ事業者（風力、太陽光、バイオマス、地熱）
- ・自治体

第3回（11月）

新エネ利用特措法の問題点

- ・廃棄物発電問題
- ・利用目標
- ・基準利用量の設定
- ・証書取引（電子システム）
- ・温暖化政策(CO₂ 価値)
- ・グリーン証書との関係

第4回（12月）

まとめ

検証結果を整理し、提言を取りまとめる

（今後、詳細が決まり次第、GEN のホームページでお知らせします。）

「新エネ特措法」政省令制定に関する 公開質問－エネ庁からの回答なし

GEN は7月12日、資源エネルギー庁に対し、8月12日を回答期限として、「新エネ特措法」政省令制定に関する8項目の質問を出し、併せてその旨、報道発表を行いました。8月19日現在、エネ庁からの回答はなく、あらためて回答を要求しました。

質問の骨子は下記の通りです。

1. 政省令の策定に当たって、新エネ部会を再開し、昨年12月に開催された新エネ部会でかろうじて了承された「基本線」について確認する必要があるのではないのか。
2. 政省令は、いつ、どのようなプロセスで策定するのか。
3. 国会の大臣答弁で「専門家あるいは関係業界からも十分意見を聴く」とあるが、実際どのような手続きで意見を聴くのか。

4. 同じく大臣答弁で「NPO を含む国民から広く意見を聴く」とあるが、実際どのような手続きで意見を聴くのか。
 5. 同じく国会質疑で「廃プラ系廃棄物を対象にする場合には、抑制的観点から慎重に検討し、環境省と相談しながら制定する」とあるが、実際どのような手続きで環境省と相談を行っているのか。
 6. 同じく大臣答弁で「パブリックコメントに付すべきものは当然その手続きを経て、透明性を十分担保しつつ・・・」とあるが、現状は全く不透明であると思われるが、いかがか。
 7. 上記答弁の「パブリックコメント」は、いつ、どのような形で行われるのか。
 8. 5月31日から6月19日まで資源エネルギー庁が行った「新エネ特措法についての電子管理システムの構築等事業の委託先公募」について、政省令の仕組みとの整合性をどのように担保するのか。
- （公開質問詳細は GEN のホームページをご覧ください）

ヨハネスブルグ・サミット直前 NGO シンポジウム 「地球サミット 10 年の危機」開催される 飯田代表、大林副代表も参加

リオの地球サミットから 10 年、8 月 26 日より南アフリカのヨハネスブルグで、この 10 年間の取り組みを検証し、次の具体的な行動を話し合う「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」が開催されます。日本からも多くの NGO がこの会議に参加しますが、GEN/ISEP からは飯田、大林、他 1 名が参加の予定です。

この会議を前に、それぞれの課題解決へ向けて活動する NGO が結集して、10 年を検証し問題を明らかにしながら、これからの進むべき方向性について議論する「ヨハネスブルグ・サミット直前 NGO シンポジウム」が 8 月 4 日（日）に「リオ+10」NGO シンポジウム実行委員会主催のもとに東京都庭園美術館大ホールで開催されました。「実行委員会」には GEN/ISEP から大林がメンバーとして参加しています。

会議は下記 3 部構成で、昼食を挟んで 10 時半から 4 時半まで、緑豊かな東京都庭園美術館内の大ホールで行われ、多くの NGO から多数が参加者しました。

第 1 部 サミット概説

- ・「ヨハネスサミットとは」（古沢広祐）
- ・「グローバル化の中のサミットー資金問題をどう解決するか」（北沢洋子）

第 2 部 「地球サミットから 10 年」の評価と今後への提言

- ・森林問題（小浜崇宏）・地球温暖化（早川光俊）・エネルギー（大林ミカ）・水問題（石中英司）・ODA（倉戸ミカ）・貧困と平和（高橋清貴）

第 3 部 パネル討論「持続可能な未来構築のための私たちのこれからの課題」

- ・須田春海（コーディネータ）・田中優
- ・佐久間智子・飯田哲也・田辺有輝・足立治郎

第 1 部の講演で北沢洋子さん（国際問題評論家、途上国の債務と貧困ネットワーク共同代表）は、「ヨハネスブルグサミットでは”8 月 26-27 日の”環境問題”に先だって”24-25 日に”資金問題”が政府間で討議されるが、この会議には NGO とプレスは参加できない。現在の環境問題は先進国が資源を使い放題使ったあげくの結果であると主張する発展途上国にとって、”環境問題”そのものよりも”環境問題解決のための資金援助の問題”の方が遙かに重要である」と述べました。

特別寄稿

京都議定書発効へ

求められる日本政府の温暖化政策の転換・強化

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク運営委員／気候ネットワーク常任運営委員）

●自然エネルギーと温暖化防止政策

自然エネルギーの普及促進の目的はいくつかありますが、そのひとつが地球温暖化防止、つまりエネルギーからの二酸化炭素（CO₂）の排出削減です。別の言い方をすれば、自然エネルギーの普及促進は温暖化防止政策のひとつでもあります。

従って、温暖化防止の国際条約や国内制度の動きは、自然エネルギーの普及に密接に関わっています。温暖化防止の最新の動きを見てみましょう。

●マラケシュの合意・新たな節目となった 2001 年

昨年 2001 年は、気候変動／地球温暖化問題において新たな節目の年となりました。1992 年の国連気候変動枠組条約成立、1997 年 12 月の京都会議における京都議定書成立に続き、京都議定書の運用ルールに関する国際合意（ボン合意とマラケシュ合意）が成ったからです。これによって京都議定書は発効に向けて大きく前進しました。

●発効が見えてきた京都議定書

京都議定書は、(1)55 ヶ国以上が批准、(2)批准した先進国の CO₂ 排出量が 1990 年の先進国全体の排出量の 55%以上に達する、という 2 つの条件を満たした 90 日後に発効します。

ご存知のようにアメリカが不参加を表明していますが、日本・欧州連合（EU）・ロシアなどが揃って批准すれば、発効要件を満たせます。5 月末から 6 月初めにかけて日本や EU 諸国が相次いで批准し、その後批准した国々を合わせ、8 月半ばまでに 39.0%に達しています（国数は 78 カ国）。これに 17.4%を占め

るロシアが批准すれば 55%に達します。ロシアは批准自体はプーチン大統領も明言しており堅いと思われませんが、国内作業が遅れているようです。

●日本政府の温暖化政策の問題点

政府はマラケシュ合意を受け、今年 3 月 19 日、新たな「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。

この大綱は、一般市民はもちろん国会の関与もなく官僚の間だけで作られました。

新大綱は、一言で言って 1998 年策定の旧大綱の「焼き直し」にすぎません。「エネルギー起源 CO₂ は ±0%」「代替フロン類は +2%」などの「6%の割り振り」は旧大綱をほぼ踏襲しており、吸収源では国際的に上限として設定された「1300 万炭素トン＝3.9%」をフルに盛り込んでいます。

1990 年代は経済成長率が横這いであつたにもかかわらず、2000 年の日本の CO₂ 排出量は 1990 年から 10.5%も増えました。これは政府の温暖化政策が不十分であつたということであり、削減の実を上げられなかった政策を検証した上で新しい政策を策定すべきなのに、そのようなことは全く行われませんでした。

新大綱の政策・措置は実効性に乏しく、定量的基準の達成が法的に担保されている対策は全体の 2 割未満にすぎません。また、削減量全体の約 4 割は、定量的な達成基準を持たず、普及啓発などのみによって実現されることが期待されており、削減量全体の 3 割は業界団体の自主的な取り組みに依存しています。

個別に見ても、例えば、自然エネルギー（政府は「新エネルギー」と言う）促進の政策としては、従

来からの補助金・税制優遇や、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法を挙げているだけです。この法律が、廃プラなどの廃棄物発電を促してしまい、自然エネルギー促進や CO2 削減効果に大きな疑問があることは、GEN などが指摘している通りです。

- 実効性のある政策・措置の早期実施が重要
京都議定書の第1約束期間が始まる 2008 年はわず

か 6 年後です。目標達成のためには様々な政策・措置を適切にかつ早め早めに行うことが必要です。特に省エネ・自然エネルギー促進などすべての温暖化政策のベースになる炭素税の早期導入が重要です。

次に私たちが関与できる温暖化の国内政策は、議定書発効後に予定されている「京都議定書目標達成計画」の策定です。この計画を、情報が公開され各セクターが参加したプロセスできちんと議論して、実効性のある中身にしていくことが必要です。

インターンシップ終了にあたって 山口日出夏（デラウェア大学博士課程）

本年 7 月 1 日から GEN と ISEP で 2 ヶ月間、インターン生としてお世話になっている山口日出夏です。私は現在、アメリカのデラウェア大学の Center for Energy and Environmental Policy というところの博士課程に所属しており、環境エネルギー政策の研究を行っています。大学院での主な研究内容は「持続可能なコミュニティの形成」であり、特に途上国の無電化地域における再生可能エネルギーを用いた地方電化に焦点をおいて研究を行っています。

今までの先進国からの再生可能エネルギーの技術移転や資金援助は太陽パネルの寄付や補助などのハードウェアを中心とした支援形態をとっており、バッテリーの交換費、住民の教育費、技術者育成費などの電気供給を維持するために必須な諸経費が考慮されていませんでした。そのため村部で電力供給が維持できず、その結果、また元の電気のない状態に戻るといった問題が多々見られました。

こうした問題ある先進国の支援方法の見直しを行い、村民の視点に立って村民側からの政策提言をすることが主な研究内容です。

これからこういった研究を進めていく上で、先進国の一員として重要な位置にある日本のエネルギーに関する途上国支援のあり方を問いただすことの必

要性を感じ、その過程で問題の根底にある日本の環境エネルギー政策、ODA などへの理解を深めることが重要だと判断し、今回 GEN と ISEP でインターンシップをする経緯となりました。

インターンシップの期間中は、一方で ISEP のホームページの英語版の作成を始めとする事務的な仕事のお手伝いを行い、他方で官庁・NGO・大学機関などを訪問し、インタビュー形式で自分の研究を進めてきました。また、2、3 の NGO 主催のフォーラムなどにも参加する機会に恵まれました。その結果、沢山の熱心で素敵な方々にお会いすることができ、また本を読んでいるだけではわからない色々な議論に触れる機会を得ることができ非常に実りある 2 ヶ月間となりました。貴重な時間を割いて色々なアドバイスをしてくださった方々にこの場をお借りして感謝の意を表したいと思います。特に私にこの機会を与えてくださり、的確な指導をしてくださった大林さんや飯田さんには感謝の言葉もありません。これから先 4 年間、アメリカでしっかりと研究をし、少しでも環境問題の改善に役立てるよう、がんばっていきたくと思っています。皆様本当にありがとうございました。

山口日出夏

Center for Energy & Environmental Policy

University of Delaware

(Website: <http://www.udel.edu/ceep>)

自然エネルギー100%コミュニティ ワークショップ&シンポジウム報告書

本年 2 月 21 日、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催したシンポジウム及びワークショップの報告書です。

お申し込み：メール又は FAX で申込下さい。

定価：500 円＋送料

『自然エネルギー100%コミュニティをめざして』

2002 年 3 月 1 日 発行

編者：「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

発行：かもがわ出版 115 頁 定価 1000 円（税別）

GEN へのお申し込み：メール又は FAX で申し込み下さい。

定価：1000 円＋送料

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F

TEL:03-5366-1186 FAX:03-3358-5359

E-mail: gen@jca.apc.org

URL:<http://www.jca.org/~gen/>

編集後記 政省令の決定プロセス等を問うたエネ庁への公開質問状に対する回答は 8 月 19 日現在、ありません。GEN は「新エネ特措法」を検証し、政省令を少しでも良くするために「市民委員会」を 9 月から開催します。

今年の夏は、事務所に 3 人のインターン生（山口さん、寺田さん、笹川さん）を迎え、お手伝いをしていただき、助かりました。ありがとうございます。明るく華やかでした。（安間）